

感染症発生時における職員の派遣等に関する事務取扱要領
(玉突き派遣用)

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県が実施主体となり、県内の介護保険施設等において感染症が発生し、同一法人内で配置換え等の措置を講じた結果、職員が不足した場合に、感染症が発生していない施設等に対し、当該施設等に職員を派遣等する際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 県内施設（事業所） 次に掲げる施設（事業所）であって、県内に設置されたものをいう。
ア 介護保険法で規定する介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護
イ アに掲げるもののほか、県が職員の派遣を必要と認める施設（事業所）
- (3) 協力団体 県内施設の設置者を構成員とする団体であって、県内の介護保険施設その他の施設等において感染症が発生した場合における当該施設への職員の派遣について、県と委託契約を締結した団体をいう。
- (4) 派遣 県内の介護保険施設等において感染症が発生し、同一法人内で配置換え等の措置を講じた結果、職員が不足した施設等へ別法人から一定期間出張し、当該施設等の業務に従事することをいう。

(派遣候補者名簿)

第3条 協力団体は、県内施設等で感染症が発生した場合に備えて、当該施設等に職員を派遣するため、感染症発生時における派遣候補者名簿（様式2）を作成するものとする。

(派遣の依頼)

第4条 自施設（事業所）の職員又は入所者に感染症患者が確認されたことに伴い、介護を行う職員が不足すると見込まれるときは、当該施設及び事業所（以下「感染症発生施設（事業所）」という。）の設置者は、自らが設置する他の施設及び事業所の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。

2 職員が不足した施設（事業所）の設置者等は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足する場合は、職員派遣依頼書（様式3）に必要書類を添えて、県に職員の派遣等を依頼することができる。

（協議の依頼）

第5条 県は、前条第2項の規定による派遣等の依頼を受けたときは、派遣を必要とする施設（事業所）への職員の派遣について登録施設の設置者と協議するよう、職員派遣協議依頼書（様式4）により協力団体に依頼する。

（候補者の選定）

第6条 協力団体は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が設置された地域等を考慮し、各名簿に登録された者の中から、当該施設（事業所）に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

（派遣の協議）

第7条 協力団体は、前条の規定により選定した候補者が勤務する登録施設の設置者と、当該候補者の派遣について職員派遣協議書（様式5）により協議するものとする。

（協議成立の通知）

第8条 協力団体は、前条の規定により協議した登録施設の設置者が派遣を承諾したときは、職員派遣協議成立通知書（様式6）により県に通知するものとする。

（派遣等の決定）

第9条 県は、前条の規定による通知を受けたときは、派遣を承諾した施設等（以下「派遣元」という。）及び派遣を必要とする施設等（以下「派遣先」という。）に対し、職員派遣決定通知書（様式7-1）により通知するものとする。

2 前項の場合において、派遣先が、市町村が指定する県内施設（事業所）であるときは、市町村に対し、併せて通知するものとする。

（派遣協定等の締結）

第10条 派遣元と派遣先は、派遣協定書（様式8）の例により、必要に応じて派遣協定を締結するものとする。

（県の補助）

第11条 前条に規定する派遣協定等に従い業務に従事するに当たり、下記の費用については、県（(1)及び(3)については補助対象が仙台市内施設（事業所）である

ときは仙台市。以下同) が補助するものとする。

- (1) 派遣元の応援職員が派遣先において業務に従事した期間の賃金及び手当に係る経費
- (2) 当該業務に関する旅費及び保険料
- (3) その他、当該業務に関して、県が必要と認めた費用

(委任)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、長寿社会政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。